

フェリーが風で圧流されて岸壁に接触し、客席から離れていた旅客が負傷

概要：本船は、船長ほか 5 人が乗り組み、旅客 85 人を乗せ、車両 19 台を積載し、岸壁に着岸作業中、右舷船首部が同岸壁に接触し、旅客 3 人が軽傷を負った。

損傷：船体 右舷船首外板に凹損 岸壁 防衝設備の基部に亀裂

本船（フェリー）

総トン数：361.06 トン
L × B × D：43.5m × 9.8m × 3.1m

09:25 ごろ

船長は、操舵室右舷前部に移動して操舵リモコンでの遠隔操作に当たった

船長は、両舷機の微速（約 500rpm）、更に両舷機の極微速（約 400rpm）を機関員に指示して右転を始め、防波堤の先端を通過した後、**風速（相対）が約 16m/s との報告を受けた**

船長は、入船右舷着けで着岸するために**ふだんと同じ岸壁と平行になる約 283°の針路とした**

船長は、岸壁までの距離が 100m より短くなった頃、機関員に両舷機の停止、両舷機の後進を指示した

船長は、岸壁と右舷側との**横距離を約 6～7m として岸壁に接近した**

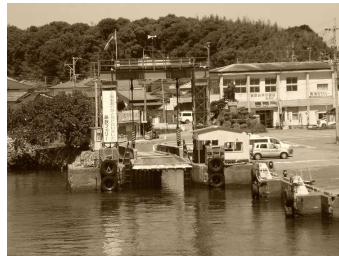
本船は、船首が岸壁の南東端に並ぶ手前で左舷船首方からの風速（相対）約 16m/s の西南西風により、船首が風下（右舷側）に圧流され始めた

船長は、本船の船首が岸壁の南東端を通過した頃、機関員に左舷機の後進を強くするよう指示した

船長は、更に船首が岸壁に向けて圧流されるので、機関員に右舷機の前進入力を指示するとともに、操舵リモコンで左舵一杯とした

09:32 ごろ

本船は、右舷船首部が岸壁の防衝設備に接触した



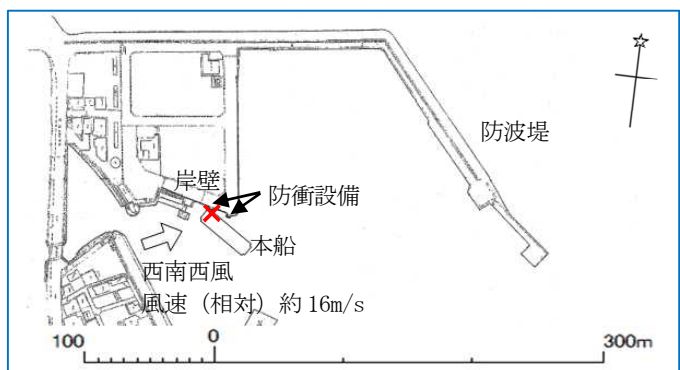
事故発生場所

天気：曇り
風向：西南西
風速（相対）：約 16m/s
事故前日から強風、波浪注意報が発表されていた

船長は、風速（相対）が約 16m/s の左舷船首方からの風を受けての着岸操船は初めてであった

船長は、風速（相対）が約 10m/s 強の左舷船首方からの風を受ける状況で岸壁と右舷側の横距離をふだんの倍以上の約 6～7m として着岸した経験が何度もあった

船長は、風速（相対）が約 10m/s 強の左舷船首方からの風を受けての着岸操船と同じ方法で無事に着岸できると思った



事故発生場所概略図



岸壁の防衝設備

本船が岸壁に接触した際の負傷者の状況

旅客 A (男性 52 歳)
(船側甲板左舷側のトイレ)

衝撃で前方に飛ばされてトイレの壁で両手を打ち、右小指打撲傷及び左示指打撲傷

旅客 B (女性 61 歳)
(車両甲板のバスの横)

衝撃で転倒して腰と左肘を打ち、腰部打撲傷、左肘打撲傷及び頸椎捻挫

旅客 C (女性 44 歳)
(船側甲板右舷側のトイレ)

衝撃で前方に飛ばされて壁の手すりに額が当たり、頸椎捻挫、頭部打撲及び腰背部挫傷

安全管理の状況

<安全管理規程と作業基準における車両甲板への立入り制限>

- 船長は、着岸するまでの間、旅客が車両区域に立ち入ることを禁止する措置を講じる
- 船内作業指揮者は、車両の積込み終了後、作業員を指揮して旅客が車両区域内に残留していないことを確認し、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断
- 船長は、完全な着岸を確認した後、船内作業指揮者に下船のための作業の開始を指示
- 船内作業指揮者は、前記の指示を受け、船内作業員を指揮して車両区域の出入口を開放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに可動橋、人道橋を架橋し、ランプウェイを開放

本船では、着岸時に旅客が船側甲板から車両甲板への4か所の階段昇降口（以下「本件昇降口」という。）付近に並んで待つことが危険であると判断し、乗組員が、船首及び船尾の入港配置に就く前に本件昇降口を開放していた



本件昇降口

本船では、着岸するまで旅客の車両甲板（区域）への立入りを禁止するなどの安全管理規程及び作業基準の規定が遵守されていなかった

再発防止に向けて（事故防止策）

- ・ 岸壁へ吹き付けられる風ときは、風速の変化に対応できるように岸壁からの距離をとって接近すること
- ・ 安全管理規程及び作業基準を遵守し、船が完全に着岸した後、昇降口を開放すること



例えば、こんなことはできませんか？

「入港前にトイレを済ませること」、「船が完全に着岸するまで席を立たないこと」について、注意喚起の放送を行う。

船首尾配置の乗組員が、着岸時に岸壁への接触が予想される場合には、旅客に対してショックに備える体勢をとるようにマイクで緊急放送を行う。

次のことを乗船券の販売時に窓口で呼び掛けたり、昇降口付近に掲示したりする。

「着岸（棧）する際に立っていると衝撃で転倒する可能性があること」

「入港時には、トイレ利用を控え、船が完全に着岸するまで客席を離れないこと」

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成 26 (2014) 年 2 月 28 日公表）
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2014/MA2014-2-2_2013tk0028.pdf